



三重県公報

令和7年11月7日（金）

第 667 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
736	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
737	同件	(同)	3
738	同件	(同)	4
739	同件	(同)	5
740	同件	(同)	5
741	同件	(同)	8
742	同件	(同)	9
743	同件	(同)	10
744	同件	(同)	11
745	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	12
746	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	13
747	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	13
選 管 告 示			
91	政治団体の設立及び異動の届出の告示	(選挙管理委員会)	14
92	政治団体の解散の届出の告示	(同)	16
93	資金管理団体の指定及び届出事項の異動届出の告示	(同)	16
公 告			
	ふぐ処理者試験の実施	(食 品 安 全 課)	16
	土地改良区の設立認可	(農 地 調 整 課)	17
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	17
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	17
	同件	(同)	17
	同件	(同)	18
	同件	(同)	18
	同件	(同)	18
	三重県建設工事執行規則の規定による登録の有効期間及び申請の時期を定めた旨	(建 設 業 課)	18
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(災害対策推進課)	19
	同件	(保健環境研究所)	19
	公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する旨	(営 繕 課)	19

告 示

三重県告示第 736 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 11 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Aブロック）
津市久居明神町字風早 2370 ほか 43 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橋 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目 1 番地 1	織田 寛明

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	今枝 哲郎
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目 1 番地 1	織田 寛明

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市長区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町三丁目 9 番 14 号	田中 公雄
ホーリーポット株式会社	多気郡大台町栃原 1455 番地の 2	林 佳宏
稜有限会社	津市久居明神町 2374 番地	岡山 稜史

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市長区高社二丁目 130 番地	河瀬 正樹
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町三丁目 9 番 14 号	田中 公雄
アシュメリー・クリエイティブ株式会社	松阪市駅部田町 1889 番地 11	林 毅
未定	—	—

3 変更年月日

- 2(1) 令和 7 年 6 月 25 日
2(2) 令和 7 年 8 月 20 日

4 変更理由

- 2(1) 設置者の代表者変更のため
2(2) 小売業者の入退店のため

- 5 届出の日
令和7年10月6日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和7年11月7日から令和8年3月9日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第737号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年11月7日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン（Bブロック）
津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆
- 2 変更事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目1番地1	織田 寛明

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	今枝 哲郎
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目1番地1	織田 寛明

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	高家 正行
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	石野 孝司
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	町野 雅俊

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	高家 正行
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
ジーエット株式会社	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	石野 孝司
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	町野 雅俊

- 3 変更新月日
2(1) 令和7年6月25日

2(2) 令和7年9月18日

4 変更理由

2(1) 設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の名称変更のため

5 届出の日

令和7年10月6日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年11月7日から令和8年3月9日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第738号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年11月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Cブロック）

津市久居明神町字風早2488-1 ほか38筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	橋 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目1番地1	織田 寛明

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	今枝 哲郎
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目1番地1	織田 寛明

3 変更年月日

令和7年6月25日

4 変更理由

設置者の代表者変更のため

5 届出の日

令和7年10月6日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年11月7日から令和8年3月9日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 739 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 11 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファムタウン四日市上海老ショッピングセンター
四日市市上海老字東大沢 1585 番 146 ほか 36 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号	石田 卓巳
株式会社エーコーブ近畿	大阪府高槻市番田一丁目 51 番 1 号	高木 克己
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 克典
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号	石田 卓巳
J A 全農 A コーポ株式会社	神奈川県横浜市区中田南三丁目 2 番 38 号	宗村 達夫
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 克典
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

3 変更年月日

令和 7 年 4 月 9 日

4 変更理由

小売業者の吸収合併のため

5 届出の日

令和 7 年 10 月 6 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 11 月 7 日から令和 8 年 3 月 9 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 740 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ

き事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年11月7日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン伊勢ララパーク

伊勢市小木町字曾祢 538 番地 ほか 79 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1 号	神尾 啓治
株式会社ティーツー	岡山県岡山市北区今村 650 番 111	寺田 勝宏
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 博丈
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号	金谷 隆平
株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号	塚本 厚志
株式会社カロ	大阪府大阪市中央区大手町一丁目 7 番 31 号	宇澤 信夫
株式会社ノエルヤマモト	大阪府大阪市東淀川区大桐二丁目 7 番 33 号	山本 孝次
有限会社ルネ	伊勢市宮後二丁目 2 番 13 号	山口 義紀
アイア株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目 1 番 5 号	菊池 景子
株式会社美しま	津市一志町高野 160 番地 133	鮎田 基成
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋三丁目 9 番 7 号	大森 尚昭
株式会社ハニーズホールディングス	福井県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	江尻 義久
株式会社ジン	四日市市新正一丁目 12 番 4 号	山本 篤
横井 武郎	伊勢市小俣町元町 674-2	—
化粧品 のふじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585 番地の 1	岩井 勝己
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市中区則武新町二丁目 22 番 7 号	高野 博道
株式会社ジーフット	愛知県名古屋市中千種区今池三丁目 4 番 10 号	木下 尚久
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社一丁目 901 番地	白川 篤典
有限会社 B E U P	松阪市船江町 523-6	大森 実
有限会社辻井スポーツ	松阪市新座長 1117	稲垣 裕芳
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町 803 番地	松本 規義
株式会社マスダ	松阪市湊町 117 番地の 1	世古 俊子
株式会社東プロイラー	度会郡玉城町妙法寺 512 番地	東 源平
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	尾田 信夫
株式会社柿安本店	桑名市吉之丸 8 番地	赤塚 保正
株式会社グリーンハウスフーズ	東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号	田沼 千秋
株式会社アルカスイインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1	寺井 秀藏
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック 神谷町ビル 5 階	丸山 雅史
株式会社システムジュウオン	大阪市北区天神橋三丁目 7 番 9 号	寺崎 公彦
株式会社ワイズ	奈良県生駒市あすか野北三丁目 3-10	山田 耕作
株式会社 LOGIC	伊勢市村松町 3099-1	森田 淳一

株式会社ライトオン	東京都渋谷区神宮前 6-27-8 京セラ原宿ビル 6F	藤原 祐介
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町 2-8	阿部 和則
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	立花 隆央
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町 1-32-13	福田 努
株式会社キング	大阪府吹田市豊津町 1 番 7 号	長島 希吉
株式会社une heureux	津市香良洲町 6615 番地 2	石塚 達也
株式会社ブランシュ	伊勢市鹿海町 1492 番地 2	伊藤 功一
指谷 徹	兵庫県宝塚市中山桜台二丁目 21 番 1 号	—
株式会社水谷クリーンサービス	愛知県弥富市西中地町中島 60-3	水谷 浩二
エスアンドジー株式会社	鳥羽市安楽島町 1075 番地 89-410 鳥羽リゾートビル 1F	下村 光栄

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1 号	作道 政昭
株式会社ティーツー	岡山県岡山市南区豊浜町 2 番 2 号	藤原 克治
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
上新電機株式会社	大阪府浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号	高橋 徹也
株式会社カロ	大阪府大阪市中央区大手町一丁目 7 番 31 号	宇澤 信夫
有限会社ルネ	伊勢市宮後二丁目 2 番 13 号	山口 幸一
アイア株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目 1 番 5 号	石澤 智子
株式会社美しま	津市一志町高野 160 番地 133	鮎田 基成
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	江尻 英介
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585 番地の 1	岩井 勝己
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市中区則武新町二丁目 22 番地 7 号	高野 博道
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目 14 番 1 号	木下 尚久
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社一丁目 901 番地	白川 篤典
株式会社マスダ	松阪市湊町 117 番地の 1	世古 俊子
株式会社東プロイラー	度会郡玉城町妙法寺 512 番地	東 可也
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	尾田 信夫
株式会社柿安本店	桑名市吉之丸 8 番地	赤塚 保正
株式会社グリーンハウスフーズ	東京都新宿区西新宿三丁目 20 番地 2 号	田沼 千秋
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1	内山 誠一
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座一丁目 19 番 7 号	丸山 雅史
株式会社ワイズ	奈良県生駒市あすか野南二丁目 1-8	山田 耕作
株式会社LOGIC	伊勢市村松町 3099-1	森田 淳一
株式会社ライトオン	東京都台東区元浅草二丁目 6-6	大峯 伊索
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町 2-8	阿部 和則
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	川部 将士
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町 1-32-13	指田 努
株式会社キング	京都市下京区東塩小路高倉町 2 番の 1	長島 希吉
株式会社ブランシュ	伊勢市鹿海町 1492 番地 2	伊藤 功一
株式会社Noir	兵庫県宝塚市中山桜台二丁目 21 番 1 号	指谷 徹

スリーゼロ株式会社	愛知県一宮市妙興寺 2-2-1	大嶋 博
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目 2 番 15 号	田中 純一
クールカレアン株式会社	東京都品川区東品川 4-12-6 品川シーサイドキャナルタワー21 階	堀内 一夫
株式会社日本フェニックス	津市乙部 2019 番地	船木 遥介
有限会社八百正	伊勢市大世古二丁目 3 番 2 号	浦田 智啓
コネクシオ株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号	目時 利一郎
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀四番地の八	宮脇 範次
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4	田中 亮
株式会社良品計画	東京都文京区後楽二丁目 5 番 1 号	清水 智
株式会社ミノール	伊勢市河崎一丁目 9 番 28 号	美濃 松謙
株式会社シ・シュ・ノン	愛知県名古屋市中千種区里ヶ丘元町 16-11	鈴木 周二
株式会社テレポートモバイル	滋賀県大津市別保三丁目 11 番 32 号	西田 行孝
楽天トータルソリューションズ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号	染川 芳宏

- 3 変更年月日
令和 7 年 8 月 4 日
- 4 変更理由
小売業者の名称・住所・代表者変更及び入退店のため
- 5 届出の日
令和 7 年 10 月 4 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 11 月 7 日から令和 8 年 3 月 9 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 741 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 11 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンファレー
桑名市桑栄町 1-1 ほか
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マース株式会社	桑名市桑栄町 1 番 1 号 サンファレー南館 1F	増田 二郎
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号	竹増 貞信

株式会社モードショップワタナベ	桑名市大字桑名 476 番地の 57	渡邊 慶三
株式会社ティーネットジャパン	桑名市桑栄町 1-1 サンファーレ 1F	石川 浩哉
株式会社エムズファクトリー	桑名市桑栄町 1 番地 2	水野 貴紀
株式会社きもの処染重	四日市市三ツ谷東町 1 番 12 号	中澤 孝広
松阪 八重子	いなべ市大安町中央が丘 3-2969-99	—

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マース株式会社	桑名市桑栄町 1 番 1 号 サンファーレ南館 1F	増田 二郎
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号	竹増 貞信
株式会社モードショップワタナベ	桑名市大字桑名 476 番地の 57	渡邊 慶三
株式会社ティーネットジャパン	桑名市桑栄町 1-1 サンファーレ 1F	石川 浩哉
合同会社H&N	桑名市長島町西川 504 番地 1	小澤 寛江
株式会社きもの処染重	四日市市三ツ谷東町 1 番 12 号	中澤 孝広
松阪 八重子	いなべ市大安町中央が丘 3-2969-99	—

3 変更年月日

令和 6 年 12 月 20 日

4 変更理由

小売業者の入退店のため

5 届出の日

令和 7 年 10 月 6 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 11 月 7 日から令和 8 年 3 月 9 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 742 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 11 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桑名サンシパーク（Bゾーン）

桑名市大字大仲新田字屋敷 152 番地 ほか 53 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橋 正喜

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
--------	-----	--------

三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	今枝 哲郎
--------------------	-------------------	-------

- 3 変更年月日
令和7年6月25日
- 4 変更理由
設置者の代表者変更のため
- 5 届出の日
令和7年10月6日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和7年11月7日から令和8年3月9日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第743号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年11月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ鈴鹿
鈴鹿市庄野共進二丁目3361-5

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社NTT西日本アセット・プランニング	大阪府大阪市都島区東野田四丁目15番82号	盛山 弘一

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社NTT西日本アセット・プランニング	大阪府大阪市都島区東野田四丁目15番82号	井上 登晃

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷 隆平
未定	—	—
株式会社万歳家具	愛知県一宮市木曽川町門間字角田35番地	川島 勉
株式会社第一楽器	四日市市安島二丁目3番32号	服部 勝彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷 隆平

サンレジャン株式会社	愛知県蒲郡市八百富町一丁目 57 番地	榊原 浩高
株式会社万歳家具	愛知県一宮市木曽川町門間字角田 35 番地	川島 勉
株式会社第一楽器	四日市市安島二丁目 3 番 32 号	服部 勝彦

3 変更年月日

2(1) 令和 7 年 6 月 16 日

2(2) 令和 7 年 3 月 14 日

4 変更理由

2(1) 設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の入店のため

5 届出の日

令和 7 年 10 月 6 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 11 月 7 日から令和 8 年 3 月 9 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 744 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 11 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブライトガーデン明和

多気郡明和町大字中村字宇路津 1266-1 ほか 13 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	今枝 哲郎

3 変更年月日

令和 7 年 6 月 25 日

4 変更理由

設置者の代表者変更のため

5 届出の日

令和 7 年 10 月 6 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年11月7日から令和8年3月9日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和7年11月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 桑名大安線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名市大字西別所字石曾根 907 番 6 地先から 桑名市大字稗田二級河川員弁川左岸地先まで	旧	14.5～37.3	386.0
	新	14.5～50.0	386.0

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 東貝野南中津原丹生川停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市北勢町南中津原字寺野 1294 番 3 地先から いなべ市北勢町大辻新田字大辻野 311 番地先まで	旧	12.3～26.1	410.0
	新	12.5～27.2	410.0

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市生桑町字高田 811 番 1 地先から 四日市市生桑町字大門 812 番 8 地先まで	旧	6.6～6.9	12.1
	新	6.6～9.8	12.1

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 一志美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市一志町波瀬字小路垣内 6497 番 5 地先から 津市一志町波瀬字小俣 6959 番 2 地先まで	新	8.8～64.5	434.8

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上稲葉羽野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市稲葉町字星岡 1213 番 1 地先から 津市稲葉町字星岡 1214 番 28 地先まで	旧	6.3～20.2	131.6
	新	17.5～29.5	131.6

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 二本木御衣田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
-----	------	--------------	-----------

津市白山町二本木字前山 4504 番 2 地先から 津市白山町二本木字向上 3111 番 1 地先まで	旧	10.8～23.0	59.2
	新	23.0～47.4	59.2

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 勢和兄国松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡多気町井内林字宮前 139 番 3 地先から 多気郡多気町井内林字宮前 136 番 3 地先まで	旧	6.5～7.3	51.0
	新	6.5～7.9	51.0

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 度会大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町永会字東河内 2982 番 2 地先内	旧	4.0～4.6	24.5
	新	9.4～11.1	24.5

第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 紀宝川瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町鵜殿字下川戸 1341 番 7 地先から 南牟婁郡紀宝町鵜殿字六反田 783 番 3 地先まで	旧新	11.4～14.7	167.0
	新	11.4～18.1	196.9

三重県告示第 746 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 11 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 桑名大安線	桑名市大字西別所字石曾根 907 番 6 地先から 桑名市大字桑部字城下 306 番 4 地先まで	令和 7 年 11 月 11 日
一般国道 165 号	津市中村町字前岡 717 番 4 地先内	令和 7 年 11 月 7 日
県道 勢和兄国松阪線	多気郡多気町井内林字宮前 139 番 3 地先から 多気郡多気町井内林字宮前 136 番 3 地先まで	令和 7 年 11 月 7 日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市松尾町字掘切 1002 番 13 地先から 鳥羽市松尾町字掘切 1002 番 1 地先まで	令和 7 年 11 月 7 日
一般国道 311 号	熊野市甫母町字松掛谷 26 番 1 地先内	令和 7 年 11 月 7 日

三重県告示第 747 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 11 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
-------	-------	-----------	----------

一般国道	165 号	津市中村町字前岡 717 番 4 地先内	令和 7 年 11 月 7 日
一般国道	311 号	熊野市甫母町字松掛谷 26 番 1 地先内	令和 7 年 11 月 7 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 91 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 11 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

1 政治団体の設立

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

イ 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体かつ同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏 名	主たる事務所の所 在 地	公職の種 類 (第 1 号)	公職の候補 者の氏名及 び公職の種 類(第 2 号)	届出年月 日	備考
シチズンフォーラム	高野 和歌子	大谷 友秀	津市桜橋 3-446-43	衆議院議員	高野 和歌子 衆議院議員	令和 7 年 10 月 1 日	

ロ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
神谷明子後援会	神 谷 明 子	山 路 人 美	伊勢市小俣町新村一ノ岡 558-226	令和 7 年 9 月 12 日	
小林まさし後援会	小 林 雅 史	小 林 雅 史	いなべ市大安町石樽東 2232-10	令和 7 年 9 月 26 日	
佐野こうすけ Lab+	佐 野 恒 祐	波多野 公 恵	津市栗真町屋町 83-26	令和 7 年 9 月 9 日	
新風！桑名・長島・多度・木曽岬の会	柴 田 理 恵	柴 田 領 介	桑名市額田 90-1	令和 7 年 8 月 15 日	
杉村剛後援会	強 力	修 杉 村 定 男	伊勢市大湊町字本田 99-8	令和 7 年 8 月 25 日	
すわ和人を励ます会	諏 訪 和 人	古金谷 愛 和	津市神戸 4126-2	令和 7 年 9 月 25 日	
谷口きみまさ後援会	阿 部 重 雄	加 藤 功	津市上浜町 2-21	令和 7 年 10 月 17 日	
ちよとみらいをつ	森 下 知 世	森 下 やす子	伊勢市浦口 1-10-25	令和 7 年	

くる会					9 月 12 日
寺本達後援会	綾 城 美 樹	藤 川 哲	伊勢市常磐 2 丁目 3-18		令和 7 年 8 月 8 日
西村友一後援会	西 村 友 一	西 村 友 一	北牟婁郡紀北町矢口浦 929-4		令和 7 年 10 月 3 日
橋本かずき後援会	橋 本 一 喜	大 田 京 子	伊勢市小俣町湯田 985-2		令和 7 年 9 月 1 日
ばんたけひろ後援会	鳥 居 武 洋	松 田 利 之	伊勢市竹ヶ鼻町 342		令和 7 年 8 月 8 日
松田ゆい後援会	奥 村 智	松 田 玄	熊野市井戸町 898-3		令和 7 年 8 月 12 日
みやもとあきら後援会	宮 本 晃	岸 川 行 輝	伊勢市古市町 361-5		令和 7 年 8 月 8 日
八島立門後援会	八 島 立 門	八 島 立 門	いなべ市藤原町大貝戸 668-2		令和 7 年 9 月 25 日
渡辺みか後援会	渡 辺 美 香	渡 辺 健 司	四日市市富田 3-12-4		令和 7 年 10 月 2 日

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
青沼陽一郎後援会	青 沼 陽一郎	国会議員関係政治団体の区分 主たる事務所の所在地	国会議員関係政治団体以外の政治団体 伊勢市吹上 2 丁目 9-34	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号かつ第 2 号に係る国会議員関係政治団体 伊勢市常磐 1 丁目 3-17	令和 7 年 9 月 25 日	
筒井ひさゆき後援会	大 西 敏 夫	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	筒井ひさゆき後援会 多気郡多気町五佐奈 1147-5	筒井尚之後援会 多気郡多気町野中 1499	令和 7 年 10 月 1 日	
南紀歯科医師連盟	齋 藤 鉄 郎	主たる事務所の所在地	熊野市井戸町 720-6	熊野市井戸町 374-8	令和 7 年 7 月 1 日	
西井秀太後援会	西 井 秀 太	代表者 主たる事務所の所在地	齋 藤 鉄 郎 志摩市阿児町鶴方 2428-3	齋 藤 友 紀 志摩市磯部町飯浜 316	令和 7 年 9 月 11 日	
浜村あきお後援会	濱 村 昭 雄	主たる事務所の所在地	志摩市阿児町国府 829-1	志摩市阿児町国府 826	令和 7 年 9 月 2 日	
堀江しおん後援会	大 西 晶	代表者	大 西 晶	山 下 道 章	令和 7 年	

8 月 7 日

松阪百城会

中 島 政 直

会計責

中 島 政 直

中 島 直 也

令 和 6 年

任者

6 月 6 日

三重県選挙管理委員会告示第 92 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 11 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
仮屋義雄後援会	齋 藤 友 紀	令和 7 年 8 月 31 日	
久保行男後援会	中 田 茂 則	令和 7 年 10 月 1 日	
原田京子後援会	原 田 京 子	令和 7 年 9 月 1 日	

三重県選挙管理委員会告示第 93 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 11 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
高 野 和歌子	衆議院議員	シチズンフォーラム	津市桜橋 3-446-43	令和 7 年 10 月 1 日
諏 訪 和 人	市議会議員	すわ和人を励ます会	津市神戸 4126-2	令和 7 年 9 月 25 日
森 下 幸 泰	県議会議員	森下ゆきやす後援会	桑名市大字地藏 53-2	令和 7 年 9 月 24 日
八 島 立 門	市議会議員	八島立門後援会	いなべ市藤原町大貝戸 668-2	令和 7 年 9 月 22 日

2 資金管理団体の異動

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
青 沼 陽一郎	青沼陽一郎 後援会	公職の種類	市議会議員	衆議院議員	令和 7 年 9 月 25 日

公 告

三重県食品衛生法施行条例（令和 2 年三重県条例第 53 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定によるふぐ処理者試験を次のとおり実施します。

令和 7 年 11 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
ア 1 日目 令和 8 年 1 月 27 日（火）	ア 午後 1 時 30 分から 午後 4 時まで	ア 津市大谷町 240 学校法人大川学園 三重調理専門学校

イ 2日目 令和8年1月28日(水)	イ 午前9時30分から 午後5時まで	イ 津市大谷町240 学校法人大川学園 三重調理専門学校
-----------------------	-----------------------	---------------------------------

※ 試験の終了時刻は、受験者数により変更することがあります。

2 試験方法

1 日目 学科試験及び実技試験（ふぐの種類鑑別）

2 日目 実技試験（ふぐの処理及び臓器鑑別）

3 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和7年11月27日(木)から同年12月9日(火)まで

(2) 受付場所

県内各保健所

郵送による受付もいたします(令和7年12月9日(火) 必着)。

なお、土曜日及び日曜日の受付はいたしません。

4 受験申込書の請求先

県内各保健所

5 その他

この試験についての問い合わせは、受験申込書の請求先にしてください。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により、寺井池土地改良区(維持管理事業)の設立を令和7年10月23日認可しました。

なお、設立認可に不服がある者は、三重県を被告として、設立認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和7年11月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、伊賀市長から通知がありました。

令和7年11月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和7年11月1日から令和8年1月30日まで

3 作業地域

伊賀市上友生及び同市蓮池

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年2月28日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和7年11月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(用地測量)

2 作業地域

南牟婁郡紀宝町神内

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年2月28日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和7年11月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業地域

南牟婁郡紀宝町神内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年2月28日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和7年11月7日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業地域

南牟婁郡紀宝町神内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年10月22日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和7年11月7日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業地域

三重郡菰野町大字菰野

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年10月15日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和7年11月7日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

伊賀市阿保

三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）第4条第4項の規定による登録の有効期間及び申請の時期を次のとおり定めましたので、公告します。

令和7年11月7日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録の有効期間

令和8～11年度三重県建設工事等入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）登録の有効期間は、令和8年6月1日から令和12年5月31日までとします。

2 申請の受付期間、場所等

県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）の受付期間及び受付場所は、次のとおりとし、郵送によるもののみ受付します。

受 付 期 間	受 付 場 所
令和8年1月6日（火）から 同年2月5日（木）午後5時まで	〒514-0002 公益財団法人 三重県建設技術センター （三重県津市島崎町56番地）

3 問い合わせ先

三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部建設業課

電話 059-224-2723

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年11月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県防災情報プラットフォーム構築及び運用保守業務 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県防災対策部災害対策推進課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和7年10月10日 |
| 4 | 落 札 者 | 愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号
株式会社N T Tデータ東海 代表取締役社長 仙田 達也 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 367,500,000 円
契約金額 404,250,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和7年8月5日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年11月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | キャニスター濃縮導入ガスクロマトグラフ質量分析計一式の購入及び保守点検業務 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県四日市市桜町3684-11
三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和7年10月20日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県四日市市小林町3025-508
株式会社栄屋理化四日市営業所 四日市営業所所長 河合 賢一 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 44,500,000 円
契約金額 48,950,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和7年9月2日 |

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年11月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 業務の概要

(1) 業務番号及び委託業務名

令和7年度 営繕 第2976-分2001号

三重県工業研究所本所・連携の総合拠点（仮称）及び津高等技術学校（仮称）

一体整備工事設計業務委託

(2) 業務内容

設計業務一式

三重県工業研究所本所・連携の総合拠点（仮称） 延べ面積 約7,200㎡（新築）

津高等技術学校（仮称） 延べ面積 約11,200㎡（新築）

工業研究所中央棟ほか R C造及びS造 2階及び平屋建 延べ面積 7,261.51㎡（解体）

(3) 委託期間

契約締結日から720日間

(4) 委託業務履行場所

津市高茶屋五丁目5番45号

(5) 予算額

648,000,000円（消費税及び地方消費税を含みます。）

2 手続きの方式

本業務の委託契約については、三重県建築設計業務委託プロポーザル方式実施要領に基づき公募型プロポーザル方式により手続きを行います。

3 参加資格要件

技術提案書の提出者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる条件を備えた単体企業とします。

(1) 企業要件

ア 平成22年度以降に設計業務が完了した延べ面積2,750㎡以上の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第9章に基づく施設をいいます。）、高等専門学校（学校教育法第10章に基づく施設をいいます。）、専門学校（学校教育法第11章に基づく専修学校のうち、専門課程を置く施設をいいます。）、職業能力開発施設（職業能力開発促進法（昭和46年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設をいいます。）又は研究所等の新築、増築又は改築の設計業務の実績を有すること。ただし、増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築部分の床面積を対象とします。また、複合施設の場合は、実績対象となる用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分も含みます。）とします。

なお、設計業務とは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和6年国土交通省告示第8号）に定める基本設計又は実施設計の業務をいい、設計業務の実績は官民を問いません。

イ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント等）で建築関係コンサルに建築一般又は意匠で登録されている者であること。ただし、当該名簿に登録されていない場合は、令和7年11月21日（金）までに登録されている者であること。なお、業態調書（新規）を三重県県土整備部建設業課に提出しない者は、参加資格要件を満たさないものとして取り扱います。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

エ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく指名停止の措置を、参加申込書の提出期限の日から技術提案書の特定がされる日（以下「特定日」という。）までの間に受けていない者であること。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

カ 当該建築士事務所が、参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。

キ 消費税及び地方消費税（本店分）並びに全ての三重県税（三重県内に営業所を有する場合）について滞納がないこと。

ク 本業務に係る他の提案者との間に、三重県建築設計業務委託プロポーザル方式実施要領第6条第1項第7号に定める資本関係又は人的関係がないこと。ただし、要件を満たす期間は、参加申込書の提出日から特定日までとします。

ケ 本業務に係る三重県建築設計業務委託プロポーザル方式技術審査委員会の委員との間に、三重県建築設計業務委託プロポーザル方式実施要領第6条第1項第7号に定める資本関係又は人的関係がないこと。ただし、要件を満たす期間は、参加申込書の提出日から特定日までとします。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

管理技術者：建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（同法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講しているものに限り、ただし、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除きます。（以下「建築士法第2条第2項に規定する一級建築士」において同じ。））

意匠主任技術者：建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

構造主任技術者：建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

設備主任技術者：建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士（同法第22条の2に定

める期間内に同条に定める定期講習を受講しているものに限りします。ただし、建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イ及び第 3 項設備設計一級建築士定期講習に該当する場合を除きます。) 又は建築士法施行規則第 17 条の 18 に規定する建築設備士

イ 管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者及び設備主任技術者は各 1 名とし、兼ねることはできないものとします。

ウ 管理技術者は、参加申込時に三重県建築設計業務委託共通仕様書第 3 章 3.10 の 7 を満たしていることとします。

(3) 協力者（協力事務所）について

ア 本業務に関する配置予定技術者（管理技術者及び意匠主任技術者を除きます。）について、協力者（協力事務所）を加えることを可能とします。

イ 協力者（協力事務所）は、(1)ウからキまでの資格要件を満たすこととします。ただし、設備主任技術者に係る協力者（協力事務所）については、オの資格要件を求めません。

ウ 協力者（協力事務所）となった者は、本プロポーザルの参加資格を有しないこととします。

エ 他の提案者と同一の協力者（協力事務所）を加えた提案者は、それぞれ本プロポーザルの参加資格を有しないこととします。

4 評価概要

技術提案書の審査は 1 次審査と 2 次審査を行います。

(1) 1 次審査の評価基準

技術提案書（2 次審査用）の提出を求める提案者を、書類審査により高得点者上位から 5 者程度選定し、全ての提案者に対し、1 次審査結果を通知するものとします。

ア 企業の同種又は類似業務の実績及び受賞歴

イ 配置予定の技術者の類似業務の実績及び建築 C P D の実績

ウ 建築計画・敷地利用計画の基本方針及び業務の実施体制

(2) 2 次審査の評価基準

1 次審査選定者を対象とし、1 次審査と 2 次審査の合計による最高得点者（1 者）を特定します。

ア (1)アからウまでに掲げる事項の評価

イ 特定テーマに対する技術提案

ウ ヒアリング

(3) 審査の実施方法

三重県建築設計業務委託プロポーザル方式技術審査委員会設置要領に基づいて設置する技術審査委員会において審査を実施し、技術提案書の選定及び特定を行います。

(4) その他

詳細は三重県工業研究所本所・連携の総合拠点（仮称）及び津高等技術学校（仮称）一体整備工事設計業務説明書（以下「設計業務説明書」という。）によります。

5 手続等

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部営繕課営繕調整班

電話 059-224-2150 電子メール eizen@pref.mie.lg.jp

(2) 設計業務説明書の配布

公告日から令和 8 年 2 月 6 日（金）まで三重県入札情報サービスシステムにより提供します。

三重県入札情報サービスシステムのアドレス <https://mie.efftis.jp/24000/ppi/pub>

(3) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 0 時（正午）まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

持参、電子メール又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。

なお、持参以外の方法により提出する場合は、必ず電話により着信の確認をしてください。また、郵送により提出する場合は、提出期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

ア 技術提案書（1次審査用）

(ア) 提出期限

令和7年12月8日（月）午後0時（正午）まで

(イ) 提出場所

(1) に同じ。

(ウ) 提出方法

持参、電子メール又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。

なお、持参以外の方法により提出する場合は、必ず電話により着信の確認をしてください。また、郵送により提出する場合は、提出期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

イ 技術提案書（2次審査用）

(ア) 提出期限

令和8年2月6日（金）午後0時（正午）まで

(イ) 提出場所

(1) に同じ。

(ウ) 提出方法

提案者に選定された者は、技術提案書（2次審査用）を持参、電子メール又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。

なお、持参以外の方法により提出する場合は、必ず電話により着信の確認をしてください。また、郵送により提出する場合は、提出期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

5 (1) に同じ。

(4) 契約締結後、受注者又は協力者（協力事務所）が、三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不適当であると認められるときは、契約を解除することができるものとします。

(5) 技術提案のヒアリング

第1次審査選定者を対象としたヒアリングを実施します。

ヒアリングは令和8年2月20日（金）の開催を予定していますが、詳細についてはヒアリング対象者に別途送付予定のヒアリング実施通知によります。

(6) 以下に掲げる事項その他の詳細は、設計業務説明書によります。

ア 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

イ 公告の内容についての質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法

ウ 技術提案書を特定（選定）するための評価基準

エ ヒアリングの実施方法

オ 非特定（非選定）理由に関する事項

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Commission of a design for the construction of Mie Prefecture industrial research institute head office/cooperation comprehensive base (provisional name) and Tsu technical school (provisional name)

(2) Deadline for submission of participation documents: 12:00 P.M. (noon), November 21, 2025

(3) Deadline for submission of documents related to the first round of screening:

12:00 P.M. (noon), December 8, 2025

- (4) Deadline for submission of documents related to the second round of screening:
12:00 P.M. (noon) , February 6, 2026
- (5) For inquiries, please contact:
13 Koumei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan
Facility Management and Maintenance Affairs Team, Building and Repairs Division, Department of
Prefectural Land Development, Mie Prefectural Government
TEL:059-224-2150
- (6) Applications must be made in Japanese.

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
